

「グリホサート」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 5 年 1 月 31 日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における食品中の残留基準を変更する必要がある場合には、別途厚生労働省より、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく評価要請が行われることとなる。

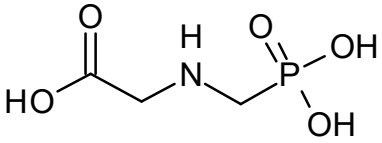
1. グリホサート

グリホサート

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年3月14日～3月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	グリホサート (Glyphosate)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	<p>アミノ酸系除草剤であり、植物体内の芳香族アミノ酸生合成に関わるシキミ酸経路において、5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸シンターゼ (EPSPS) を阻害すると考えられている。</p> <p>(HRAC分類：9)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	1980年
	登録農薬数	118 (グリホサートアンモニウム塩：1) (グリホサートイソプロピルアミン塩：104) (グリホサートカリウム塩：10) (グリホサートナトリウム塩：3)
	適用作物	稲、果菜類等
	使用方法	雑草茎葉散布、注入処理等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI=1 mg/kg体重/日 (2016年) ARfD=設定の必要なし (2016年)
	国際基準	てんさい、小麦等
	諸外国	米国：大麦、さつまいも等 カナダ：てんさい、小麦等 欧州：てんさい、小麦等 豪州：かんきつ、小麦等 ニュージーランド：果実類
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成22年 2月15日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成28年 7月12日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>ADI =1 mg/kg体重/日</p> <p>ARfD=設定の必要なし</p>	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議